

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	徳島城博物館	
許 認 可 等 名	徳島城博物館特別室及び博物館資料等の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市立徳島城博物館条例	
根 拠 条 項	第5条第1項及び第2項	
連 絡 先	(電話 656 - 2525)	
審 査 基 準	<p>徳島市立徳島城博物館条例 (利用の承諾)</p> <p>第5条 博物館の特別室及び付属設備(以下「特別室等」という。)を利用する者は、あらかじめ教育委員会の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 学術研究等のため、博物館資料の撮影、模写、模造等(以下「特別利用」という。)を行おうとする者は、教育委員会の承諾を受けなければならない。</p> <p>3 前2項の承諾を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、第1項及び第2項の承諾に博物館の管理上必要と認められる条件を付することができる。</p> <p>(利用の承諾の制限)</p> <p>第10条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、特別室等の利用は承諾しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 特別室及び博物館資料を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 営利を目的として使用すると認められるとき。</p> <p>(4) 博物館の事業の実施に支障があると認められるとき。</p> <p>(5) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p> <p>(特別利用の承諾の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、博物館資料の特別利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 博物館資料の保存に悪影響が生じると認められるとき。</p> <p>(2) 他の入館者の観覧に支障があると認められるとき。</p> <p>(3) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 即日</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>徳島市立徳島城博物館条例施行規則 (特別室等の利用の承諾)</p> <p>第5条 条例第5条第1項の博物館の特別室及び付属設備(以下「特別室等」という。)の利用の承諾を受けようとする者は、徳島市立徳島城博物館特別室等利用承諾申請書(別記様式第1号)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、利用しようとする日(その日が引き続き2日以上に及ぶときは、その初日をいう。以下「利用日」という。)の3月前から当日までの間に提出しなければならない。ただし、委員会がこれらの期間によりがたい特別の事情があると認めるときはこの限りでない。</p> <p>3 委員会は、第1項に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、承諾したときは、徳島市立徳島城博物館特別室等利用承諾書(別記様式第2号)を交付するものとする。 (利用の取消及び利用内容の変更)</p> <p>第6条 特別室等の利用の承諾を受けた者(以下「利用者」という。)が特別室等を利用することができなくなったときは、前条第3項に規定する承諾書その他委員会が必要と認める書類を添えて、直ちにその旨を文書で委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 利用者が利用の承諾の内容を変更して特別室等を利用するときは、委員会の承諾を受けなければならない。この場合における承諾の手続は、前条の規定を準用する。 (特別利用の承諾)</p> <p>第8条 条例第5条第2項の博物館資料の撮影、模写・模造等(以下「特別利用」という。)を行おうとする者は、徳島市立徳島城博物館特別利用承諾申請書(別記様式第3号)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、特別利用の承諾をしたときは、徳島市立徳島城博物館特別利用承諾書(別記様式第4号)を交付するものとする。 (手続き等の準用)</p> <p>第9条 第6条及び第7条の規定は、博物館資料の特別利用について準用する。この場合において、第6条第2項中「前条」とあるのは「第8条」と読み替えるものとする。</p>
------	----	---